

# 訪問看護・介護予防訪問看護 (介護保険)

- ・重要事項説明書
- ・介護保険 料金表
- ・契約書
- ・署名・捺印

特定医療法人社団三光会  
訪問看護ステーション誠愛

# 訪問看護契約書

## 介護予防訪問看護契約書

(契約内容・期間)

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、介護給付の対象もしくは医療保険給付の対象となるサービスを提供します。

この契約の契約期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとします。(1年間)

但し、上記の契約期間満了日の1ヶ月前までに利用者からの更新拒絶の意思表示がない場合は、自動更新するものとします。

### 重要事項説明書

#### 1 事業所の概要

事業者 代表者名	特定医療法人社団 三光会 理事長 井林雪郎
事業所名	訪問看護ステーション誠愛
所在地	福岡県大野城市南大和2丁目7番2号
事業者指定番号	福岡県 4061590016号
管理者・連絡先	荒武裕子 092-595-8021
サービス提供地域	大野城市・春日市・筑紫野市・那珂川市・太宰府市

#### 2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	訪問看護および管理業務	1名
看護師	訪問看護	8名(常勤 8名、非常勤 名)
理学療法士	訪問看護(リハビリ)	5名(常勤 5名、非常勤 名)
作業療法士	訪問看護(リハビリ)	4名(常勤 4名、非常勤 名)
言語聴覚士	訪問看護(リハビリ)	1名(常勤 1名、非常勤 名)
看護補助者	訪問看護(補助)	若干名(常勤 名、非常勤 若干名)
事務担当職員	事務	1名(常勤 1名、非常勤 名)

\*利用者の状況により、職員数は増減する可能性があります。

### 3 営業時間

区 分	平 日	土曜日	休祭日
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 15	8 : 30 ~ 17 : 15	休み

(注) お盆(8/13~15)、年末年始(12/30~1/3)は「休祭日」扱いとなります。

### 4 当社のサービスの方針等

- ・住み慣れた環境で安心して療養生活が送れるように、又利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるように専門的立場で支援します。
- ・かかりつけ医の指示のもとで利用者やご家族と話し合いながら計画的に訪問看護サービスを行います。
- ・地域とのつながりを持ち、居宅介護支援事業所や他事業所との連携をはかります。

### 5 緊急時の対応の方法

体調の急変等が生じた場合は、看護師が緊急の訪問看護の必要性の判断を行い、適切な処置を行います。 必要時、主治医、救急機関、家族、居宅介護支援事業所に連絡します。 管理者は、営業時間内・時間外に連絡相談を担当する看護師または看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を把握し、看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際は、マニュアルに沿って看護師に速やかに行える連絡体制、緊急訪問体制を整備しております。報告を受けた看護師は、報告内容等を訪問看護記録に記載いたします。



【別紙1】

## 市町村介護保険相談窓口

### 【春日市】

所在地：春日市原町3-1-5 『介護保険課』

電話番号：(092) 584-1111

fax 番号：(092) 584-1154

対応時間：8：30～17：00

### 【大野城市】

所在地：大野城市曙町2-2-1 『介護サービス課』

電話番号：(092) 501-2211

fax 番号：(092) 573-8083

対応時間：8：30～17：00

### 【筑紫野市】

所在地：筑紫野市二日市西1-1-1 『介護福祉課介護保険担当』

電話番号：(092) 923-1111

fax 番号：(092) 923-5230

対応時間：8：30～17：00

### 【太宰府市】

所在地：太宰府市観世音寺1-1-1 『介護保険課』

電話番号：(092) 921-2121

fax 番号：(092) 925-0294

対応時間：8：30～17：00

### 【那珂川市】

所在地：筑紫郡那珂川町大字西隈6-4-1 『保険年金課介護保険係』

電話番号：(092) 953-2211

fax 番号：(092) 953-0688

対応時間：8：30～17：00

#### 第1条（サービスの目標及び内容）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、次の介護給付の対象もしくは医療保険給付の対象となるサービスを提供します。

- 2 サービス内容は、目標に沿って訪問看護計画書を作成し、計画的に提供します。
- 3 サービスを提供した際は、「月間スケジュール」にサインをし利用者の確認を受けます。

#### 第2条（個別サービス計画等）

事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、必要となる「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「訪問看護計画書」を作成した場合は、利用者に説明したうえで提出します。

- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法の変更を希望する場合、可能な範囲で、速やかに「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。
- 3（介護保険適応の方）事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整などの援助を行います。

#### 第3条（サービス提供の記録等）

事業者は、サービスを提供した際にあらかじめ定めた電子カルテ内の「サービス提供記録書」等に提供したサービス内容などの必要事項を記入します。

- 2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況などを記載して前項の「サービス提供記録書」等の記録を作成して利用者に説明のうえ提出します。
- 3 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

#### 第4条（利用者負担金及びその滞納）

サービスに対する利用者負担金は、料金表【別紙2】に記載するとおりとします。

なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める協議などの努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

## 【別紙 2】

## 介護保険 料金表 (令和 6 年 6 月 1 日～)

## 訪問看護利用料

①介護保険内：(基本単位×10%負担)

地域単位 1 単位 = 10.42 円

サービス内容	介護 (単位/回)	予防(単位/回)	備 考
20 分未満	314 単位/回	303 単位/回	※1 1日2回を超えて行った場合は、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。  ※2 計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位数を算定。なお、一月のうち2回目以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。 夜間 18時～22時 早朝 6時～8時 深夜 22時～6時
30 分未満	471 単位/回	451 単位/回	
30 分以上 1 時間未満	823 単位/回	794 単位/回	
1 時間以上 1 時間 30 分まで	1,128 単位/回	1,090 単位/回	
定期巡回・随時対応訪問介護 連携	2,961 単位/月	—	
↳ (要介護 5 加算)	800 単位/月		
初回加算 (I) * 退院日訪問	350 単位/月	350 単位/月	
初回加算 (II)	300 単位/月	300 単位/月	
退院時共同指導加算	600 単位/回	600 単位/回	
緊急時訪問加算	600 単位/月 ※2	600 単位/月 ※2	
早朝・夜間加算 基本単位の 25%増			
深夜加算 基本単位の 50%増			
特別管理加算 (I)	500 単位/月	500 単位/月	
特別管理加算 (II)	250 単位/月	250 単位/月	
ターミナル加算	2,500 単位/回	2,500 単位/回	
看護・介護職員連携強化加算	250 単位/月	250 単位/月	
看護体制強化加算 (I) / (II)	I : 550 単位/月 II : 200 単位/月	100 単位/月	
サービス提供体制強化加算	6 単位/回	6 単位/回	
サービス提供体制強化加算 (定巡)	50 単位/月		
長時間訪問看護加算	300 単位/回	300 単位/回	
複数名訪問加算 (I) 2 人の看護師等が同時に行う場合	30 分未満 254 単位	30 分未満 254 単位	
	30 分以上 402 単位	30 分以上 402 単位	
複数名訪問加算 (II) 看護師等と看護補助者が同時に行う場合	30 分未満 201 単位	30 分未満 201 単位	
	30 分以上 317 単位	30 分以上 317 単位	

※ 利用料金の総合計端数は、切り捨て計算となります。

※ 利用者負担額 (1～3割) は、1回の訪問にかかる負担金額ですが、合計単位数が

要介護度別居宅介護サービス支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となります。

※ 緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせしますので、24 時間電話連絡が可能です。状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応します。

#### ※ リハビリにおける算定要件について

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとする。

※平成 30 年 3 月厚生省発令

#### ②その他の費用

訪問にかかる交通費	実施地域	不用
	実施地域外	600円
ご遺体のケア料	5,000円	

#### ③キャンセル料

利用者からのサービス利用の中止について、前々日までにご連絡いただき、予定されたサービスを変更・中止することができます。キャンセル料は発生しません。

前日以降のキャンセルについては、利用者にキャンセル料を負担していただきます。

サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

※ 利用者の容態の急変・緊急止むを得ない事情による、サービス変更・中止は、キャンセル料は発生しません。

#### ④利用料金支払方法

毎月、10 日以降に前月分の請求書をお渡しします。

※ 利用者の指定の口座から自動振替の場合

利用者は、1 ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月の 25 日に利用者が指定する口座から毎月 25 日に振替えます。(25 日が土・日・祝日の場合は、この翌日)  
当該月の請求書発行時に前月分の領収書を発行いたします。

#### 第5条（事業者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

#### 第6条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

#### 第7条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき

二第5条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき

三第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき

四第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき

五次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき

（一）利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したこと

（二）利用者が死亡したこと

#### 第8条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

#### 第9条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。

2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします（詳細は【別紙3】参照）。

#### 第10条（苦情対応）

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

#### 第 11 条 (虐待の防止について)

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 2 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	荒 武 裕 子
-------------	---------

- 3 成年後見制度の利用を支援します。
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 6 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

#### 第 12 条 (契約外条項等)

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

- ①以下、加算のサービスについて契約するものに□内にチェック

緊急時訪問看護加算

特別管理加算 (I・II)

- ② 看護学生実習中の同行訪問 (可・不可)

## 【別紙3】

### 個人情報の取り扱いについて

訪問看護ステーション誠愛

管理者 荒武 裕子

本ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者様の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

#### 1. 個人情報に対する本ステーションの基本姿勢

本ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

#### 2. 本ステーションが保有する個人情報の利用目的

本ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者のみなさまの個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・ 市町村への情報提供書（医療保険対象の方）

#### 3. 本ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

#### 4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

個人情報管理統括責任者	荒武 裕子
苦情・相談窓口部署	訪問看護ステーション誠愛
TEL	092-595-8021
FAX	092-595-8027

## 訪問看護ステーションからのお願い

ご利用者・ご家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境での質の高いケアを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

○職員に対する金品等の心付けはお断りしています。

職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取ることも事業所として禁止しております。また、金銭・貴重品等の管理にご協力ください。

○暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

具体例：暴力または乱暴な言動

- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、たたく、つねる、首を絞める、
- ・物を投げつける、怒鳴る、奇声・大声を発する など

セクシャルハラスメント

- ・職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる
- ・卑猥な言動をする など

その他

- ・ストーカー行為、職員の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・契約内容と違うサービス提供を要求する など

前記のとおり、重要事項の説明を受け、居宅サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

【 利用者 】: 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

【 利用者家族 】: (代理人の場合も、関係を記入)

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_) 印

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

【 事業所 】: 所在地 大野城市南大利2丁目7-2

事業所名 訪問看護ステーション誠愛

管理者名 荒 武 裕 子 印

上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者・事業者が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。